

人権

あなたは人権をどうとらえていますか

人権とは、大変大きな概念ですが、あなたは人権をどのような表現したらよいと思いますか。日本国憲法が既定する基本的人権を簡単にまとめると、「人権とは、自由と平等と幸福を追求する権利」と表現されます。その一方で、私たちの人権は、国家やこの憲法以前に国民が普遍的に有する権利と言っ考え方があり、「人権は私たちみんなが生まれながらに持っている、奪われることの無い権利」とも表現できます。そしてそれは言うまでもなく、私たち一人ひとりが「かけがえのない」「尊い」「大切な」存在であるからに他なりません。

参考 ■ 日本国憲法

第十一条 「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」

第十三条 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

第十四条 「すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

熊本県人権情報誌 「こころ通信」より

国民年金だより

第3号被保険者の届出について

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行うこととなります。なお、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担することとなります。

＊第3号被保険者に該当したとき以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときにも届出が必要です。



こんなとき	被保険者種別	届 出 先
- 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき - 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき - 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき - 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	高森町役場
本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき		勤 務 先
配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（厚生年金から共済組合等）		第2号被保険者の勤務先
本人の住所が変わったとき		第2号被保険者の勤務先

■ お問い合わせ先 住民福祉課住民係 Tel 62-1111（内線129）